

一般疾病医療費等の払い戻し（償還払い）のご案内

被爆者の方は、都道府県知事が指定した医療機関等で医療を受けたとき、特別な場合を除いて、健康（介護）保険が適用される医療費の自己負担金を医療機関窓口で支払うことなく、医療を受けることができます。（ただし、差額ベッド料、診断書料などは自己負担となります。）

この場合、①被保険者の資格と自己負担割合を確認できるもの（※）と、②被爆者健康手帳を医療機関等に提示する必要があります。

※マイナ保険証（マイナンバーカード）

※マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」

※介護保険の医療系サービスを利用する場合は、介護保険被保険者証

被爆者健康手帳交付日以降に支払った健康（介護）保険の対象となる医療費は、払い戻し（償還払い）の申請ができます。申請の窓口は、市町の被爆者援護の担当課です。

ただし、被爆者健康手帳が交付されたことを医療機関等に伝えると、医療機関等から返金を受けられる場合があります。医療機関等から返金を受けた部分は、払い戻し（償還払い）の申請はできません。

申請には、①領収書と②受診した月と同じ年・月の医療の内容を示す書類が両方必要です（必要な書類は、次のページに詳しく記載しています）。医療機関等に、下記の書類を交付してもらってください。

医療機関等への説明を、下記＜　＞以下に記載していますので、この画面を医療機関等の方に見せていただくなどしてご利用ください。※発行に係る手数料等は自己負担です。

医療機関、薬局、介護事業所等で交付してもらってください。

医療費 : 診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の写し

介護 : 介護給付費明細書（レセプト）の写し

< 医療機関、薬局、介護事業者等の皆様へ >

被爆者の方から診療（調剤）報酬明細書または介護給付費明細書の写しを請求された場合は、保険請求に使用した診療（調剤）報酬明細書または介護給付費明細書の写しの提供について、ご協力をお願いします。

なお、被爆者医療の対象は、手帳交付日以降の医療です（例：手帳交付日が4月15日の場合、4月の被爆者医療は15日～30日分のみ対象）。交付日以降の点数の確認が必要ですので、手帳交付月のレセプト写しには、余白に交付日以降の点数を記載してくださいますよう、お願いします。記載のない場合は、後日電話にて照会いたします。

お問い合わせ先：広島県 被爆者支援課 援護グループ（電話 082-513-3116）

払い戻し（償還払い）の請求に必要な書類

申請の窓口は、市町の被爆者援護担当課（呉市は保健所）です。

次のものをご準備のうえ、必要書類を窓口にご提出ください。

【ご準備いただくもの】

- ①被爆者健康手帳、②通帳など（本人名義の口座がわかるもの）、
- ③後期高齢者医療保険の「資格確認書」（「資格確認書」をお持ちでない方はマイナポータルの健康保険証情報のページで被保険者番号と負担割合をご提示ください（事前に印刷したものでも可）。
- ④介護保険被保険者証（介護区分の申請をされる場合のみ）

区分	必要書類等
医療費 (医科・歯科・調剤)	<ul style="list-style-type: none">・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。）・診療報酬明細書または調剤報酬明細書（レセプト）の写し ※「診療明細書」とは別の物です。 ※受診した月と同じ年・月のレセプトの写しが必要です。
治療用装具	<ul style="list-style-type: none">・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書・治療用装具製作指示装着証明書または弾性着衣等装着指示書（原本または写し）・領収書（原本または写し。紛失の場合は領収証明書でも可。） ※領収書（領収証明書）に型式等内訳が記載されていない場合は、請求書または見積書など、内訳がわかる書類も提出してください。
介護 ※対象となるのは医療系 サービスのみです。	<ul style="list-style-type: none">・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。）・介護給付費明細書（レセプト）の写し ※サービスを受けた月と同じ年・月のレセプトの写しが必要です。 ※対象となるサービス（医療系サービス） 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、 介護医療院、介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、 介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
柔道整復	<ul style="list-style-type: none">・一般疾病医療費支給申請書・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。）・療養費支給申請書の写し ※受診した月と同じ年・月の療養費支給申請書の写しが必要です。

次ページに続く

払い戻し（償還払い）の請求に必要な書類（続き）

区分	必要書類等
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費支給申請書 ・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・療養費支給申請書の写し（医師の同意書など添付書類を含む一式） ※受診した月と同じ年・月の療養費支給申請書の写しが必要です。
移送	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費支給申請書 ・領収書 ・移送を必要とする旨の医師の証明書

- ・ 内容により、追加の書類を提出していただく場合があります。
- ・ 申請から支給されるまで、概ね 5か月要します。内容により、さらに日数を要する場合があります。
- ・ 遺族（法定相続人の代表者）の方が申請される場合は、戸籍謄本の写し等の書類が必要ですので、広島県被爆者支援課（電話 082-513-3116）または申請の窓口へお尋ねください。